

市長定例記者会見資料

平成29年7月3日

部 課 名	こども健康部 健康づくり推進課	電 話	22-0850
課 長	藤谷 美津子	担 当 者	杉田 弘美
1. 件 名	周南市産前・産後サポーター派遣事業の実施について		
2. 目 的	<p>少子高齢化、核家族化等により、子育てを取り巻く環境が変化するなか、身近な家族による産前、産後のサポート力が弱くなっていることから、妊娠、出産や子育てに関する悩みや困りごとを抱える妊産婦等に対し、相談支援を行う産前・産後サポーターを自宅に派遣することにより、家庭や地域での孤立感を解消し、子どもを安心して産み育てやすい環境の整備を図る。</p>		
3. 事業開始日	平成29年7月1日（土）		
4. 派遣対象者	<p>市内に住所を有する妊娠中及び産後5か月未満の妊産婦等のうち、日中、支援する者が他におらず、心身に不調又は強い育児不安がある人</p>		
5. 支援内容	<p>(1) 妊娠、出産や子育てに関する悩みや困りごとへの相談、助言 (2) 食事の準備、掃除等の家事に関する支援 (3) 授乳やオムツ換えの補助等の育児に関する支援</p>		
6. 利用料・回数	<p>1日1回2時間以内 500円 ※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は無料 妊産婦一人につき、最大20回まで</p>		
7. 産前・産後サポーター	<p>委託先である登録事業者（市内の介護保険制度の訪問介護事業者）4事業者から、准看護師、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有し、子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力や家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する人材を派遣する。</p>		
8. その他	<p>別添資料のとおり</p>		



産前・産後サポーター派遣事業

「産前・産後サポーター」をご自宅に派遣します

産前・産後サポーター派遣事業とは

妊娠、出産や子育てに関する悩みや困りごとを抱える妊産婦及び乳児に対し、市が委託した事業所から相談支援を行うサポーターを派遣し、家事や育児のサポートをすることで、家庭や地域での孤立感を解消し育児不安や負担の軽減を図る事業です

利用できる方

周南市に住所を有する妊娠中及び産後5か月未満の妊産婦のうち、日中、支援者が他におらず、次のいずれかに該当する人

- ◆ 心身に不調がある人
- ◆ 強い育児不安がある人

利用時間・回数

- ◆ 1日1回、2時間以内
- ◆ 妊産婦1人につき、最大20回まで

実施日、実施時間・場所

- ◆ 月曜日から日曜日まで（12月29日から翌年1月3日までの間を除く）
- ◆ 午前8時から午後6時まで
- ◆ 原則として、妊産婦の自宅

※サポーターの派遣は妊産婦在宅時に限ります

※サポーターの調整がつかない場合や妊産婦等が感染症等に罹患した場合等の理由で派遣できないことがあります



利用料

- ◆ 500円/1回（市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）
- ※派遣日変更等の連絡がなく利用を中止した場合、別途利用料をご負担いただくことがあります

内容

◆ 妊娠、出産や子育てに関する悩みや困りごとについての相談、助言	
◆ 家事に関する支援	調理及び片付け、衣類の洗濯及び補修、居室等の掃除及び整理整頓 生活必需品の買物、その他必要な家事支援
◆ 育児に関する支援	調乳・授乳の補助、おむつ交換の補助、もく浴の補助、適切な育児環境の整備、その他必要な育児支援

お申込みからご利用までの流れ ※申込みは、原則として利用希望日の1週間前まで

①申込み

- ・市健康づくり推進課へ連絡
- ・「利用申請書」を提出
- ・市から「利用承認通知書」を送付

②事前打ち合わせ

- ・サポーター（必要時市健康づくり推進課も同行）と希望する内容等について、自宅にて事前打ち合わせ

③利用

- ・サポーターによる支援
- ・支援終了後、サポーターへ直接利用料を支払う

周南市健康づくり推進課 子育て世代包括支援センター担当 TEL0834-22-0850

裏面に続く

利用できる支援内容（できること・できないこと）

◆家事支援	できること（例）	できないこと（例）	提供の範囲・条件等
調理及び片付け	<ul style="list-style-type: none"> 調理(下ごしらえ,味付け) 配膳 片付け テーブル拭き 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) 来客の応接(飲物や食事の手配等) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が日常的に担う同居家族分まで
衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> おむつの洗濯(手洗い) 洗濯機を回す 洗濯物を干す,たたむ タンス等への片付け アイロンがけ 裁縫(ボタン付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯,セーターの手洗い等) 大量のアイロンがけ 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が日常的に担う同居家族分まで
居室等の掃除及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> リビング,居間,寝室,台所等の簡易な掃除(掃除機,床拭き程度) 新聞,雑誌等の簡易な片付け トイレ,風呂,洗面所の簡易な掃除 玄関,ベランダの簡易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ガスコンロ,シンク,窓等の掃除,床のワックスがけ エアコン,換気扇,冷蔵庫,網戸等の掃除,浴室のカビ取り 年末の大掃除 庭の掃除(水やり,剪定等) 引越しの手伝い 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者及び乳児が普段生活する居室等を中心に,利用者が日常的に担う範囲まで
生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> 近隣のスーパー,コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> 出産祝いのお返しのお買い物 家具,電気器具等の購入 その他日常生活必需品以外の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> サポーターによる立替払いは不可
その他必要な家事支援	<ul style="list-style-type: none"> 布団干し シーツ交換 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便ポストへの投函 役所,銀行等の手続き,支払等 自動車の給油,洗車,掃除 ペットの世話等 ゴミ出し 家の室内外の修理,修繕(ペンキ塗り,模様替え等) 自営業の場合の仕事の手伝い クリーニング店への受け渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が日常的に担う居宅内で行う家事

◆育児支援	できること（例）	できないこと（例）	提供の範囲・条件等
調理・授乳の補助	<ul style="list-style-type: none"> 湯沸し,ポット等への移し替え 粉ミルクの調合 哺乳瓶の洗浄,煮沸,煮沸後の準備,片付け 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児にミルクを与える(授乳の手伝いは可) 	<ul style="list-style-type: none"> サポーターがひとりで乳児のお世話をすることは不可
おむつ交換の補助	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換の準備,片付け 		
もく浴の補助	<ul style="list-style-type: none"> ベビーバスの用意,片付け 乳児の受け取り,拭き取り,着替え等 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児を風呂に入れる(もく浴の手伝いは可) 	
育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ベビー布団の用意,片付け エアコンの温度調節 窓開け,カーテンによる室温調整 	<ul style="list-style-type: none"> ベビーベッド,乳児玩具の組み立て 	
その他必要な育児支援	<ul style="list-style-type: none"> 乳児の健診,通院,予防接種の付き添い 乳児等を連れての買物への付き添い(自宅から付き添う場合は徒歩又は公共交通機関を利用,なおサポーターとの現地待ち合わせは可) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の受診の付き添い(妊婦健診,産後の受診除く) 兄弟児の保育所等への送迎,受診の付き添い 乳児及び兄弟児とサポーターのみの外出 冠婚葬祭等の付き添い 	<ul style="list-style-type: none"> 健診等外出には申請者が同伴 健診等は2時間以内かつ妊産婦及び乳児に必要な計画的な受診に限る サポーターの公共交通機関の利用に要した費用は申請者負担 申請者及びサポーターの自家用車への同乗は不可